

○ 勤労者3人（夫婦子1人）世帯における消費実態と生活保護基準との比較について

家計調査特別集計（平成8年～12年平均）

（単位：月額・円）

年間収入階級	全 体 平 均	第1～10 ／50分位平均 (第1／5分位)	第1～5 ／50分位平均 (第1／10分位)	第3～5 ／50分位平均	第1～2 ／50分位平均
消費支出額	311,619	224,400	210,769	220,925	195,535
生活扶助相当支出額	207,013	146,126	137,708	143,807	128,559
食 料 費	66,170	50,605	48,893	50,241	46,871
(エンゲル係数)	21.2%	22.6%	23.2%	22.7%	24.0%
教養娯楽費と交通・通信費と 交際費の合計	51,118	33,439	30,769	32,755	27,789

（単位：月額・円）

生活保護基準（平成8年～12年平均）	
生活保護基準額	186,444
生活扶助基準額と 勤労控除額との合計	164,008
うち 生活扶助基準額	143,409
うち 勤労控除額	20,599

※ 勤労控除は就労に伴う必要経費を控除するものであり、
控除額は就労収入によって異なる。
(16年度上限額：33,260円・収入額8,000円までは全額控除)
なお、上記の勤労控除額 20,599円は、平成8年～12年
までの平均控除額である。

注1 生活扶助相当支出額とは、消費支出額の全体から、生活保護制度中の生活扶助以外の扶助に該当するもの（家賃・地代等＝住宅扶助、教育費＝教育扶助、医療診療代＝医療扶助等）、生活保護制度で基本的に認められない支出に該当するもの（自動車関連経費等）、被保護世帯は免除されているもの（NHK受信料）、最低生活費の範疇になじまないもの（家事使用人給料、仕送り金等）を除いたものである。

注2 交際費は「その他の消費支出」の一部である。

◎ 第1～2／50分位と他の分位との間で消費支出額（生活扶助相当）の格差が大きい主な費目

- ・食 料 外食・調理食品（1類費）
- ・被服及び履物 洋服（1類費）
- ・教養娯楽 教養娯楽サービス等（1類費・2類費）
- ・交通・通信 通信費（2類費）
- ・その他消費支出 こづかい（1類費）

○ 生活扶助基準の改定方式について

1 改定の考え方（水準均衡方式）

- 生活扶助基準の改定は、政府経済見通しの民間最終消費支出の伸びを基礎とし、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して決定することとしている。
- 具体的には、この民間最終消費支出の伸びを基礎とし、生活扶助以外の扶助の対象となる家賃等を除外するとともに、人口増減の影響を調整して改定率を設定している。

2 生活扶助基準の改定率の推移

- 最近の改定率については、以下のとおり。

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
改定率	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	△0.9%	△0.2%	0.0%

生活保護制度の在り方に関する専門委員会 報告書（抄）

平成16年12月15日

生活保護制度の在り方に関する専門委員会

第2 生活保護基準の在り方について

1 生活扶助基準の評価・検証等について

(1) 評価・検証

先の中間取りまとめにおいて報告したとおり、いわゆる水準均衡方式を前提とする手法により、勤労3人世帯の生活扶助基準について、低所得世帯の消費支出額との比較において検証・評価した結果、その水準は基本的に妥当であったが、今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある。なお、生活扶助基準の検証に当たっては、平均的に見れば、勤労基礎控除も含めた生活扶助基準額が一般低所得世帯の消費における生活扶助相当額よりも高くなっていること、また、各種控除が実質的な生活水準に影響することも考慮する必要がある。

また、これらの検証に際しては、地域別、世帯類型別等に分けるとともに、調査方法及び評価手法についても専門家の知見を踏まえることが妥当である。同時に、捕捉率（生活保護の受給要件を満たす世帯がどれだけ実際に生活保護を受けているか）についても検証を行う必要があるとの指摘があった。

(2) 設定及び算定方法

現行の生活扶助基準の設定は3人世帯を基軸としており、また、算定については、世帯人員数分を単純に足し上げて算定される第1類費（個人消費部分）と、世帯規模の経済性、いわゆるスケールメリットを考慮し、世帯人員数に応じて設定されている第2類費（世帯共同消費部分）とを合算する仕組みとされているため、世帯人員別にみると、必ずしも一般低所得世帯の消費実態を反映したものとなっていない。このため、特に次の点について改善が図られるよう、設定及び算定方法について見直しを検討する必要がある。

① 多人数世帯基準のは是正

かねてより、生活扶助基準は多人数になるほど割高になるとの指摘がなされているが、これは人数が増すにつれ第1類費の比重が高くなり、スケールメリット効果が薄れるためである。このため、中間取りまとめにおいて指摘した第2類費の構成割合及び多人数世帯の換算率に関する見直しのほか、世帯規模の経済性を高めるような設定等について検討する必要が

ある。

② 単身世帯基準の設定

中間取りまとめで指摘したとおり、単身世帯の生活扶助基準についても、多人数世帯の基準と同様、必ずしも一般低所得世帯の消費実態を反映したものとなっていない。また、被保護世帯の7割は単身世帯が占めていること、近年、高齢化の進展や扶養意識の変化に伴って高齢単身世帯の増加が顕著となっており、今後もさらにその傾向が進むと見込まれる。これらの事情にかんがみ、単身世帯については、一般低所得世帯との均衡を踏まえて別途の生活扶助基準を設定することについて検討することが必要である。

③ 第1類費の年齢別設定の見直し

中間取りまとめにおいても指摘したとおり、人工栄養費の在り方も含めた0歳児の第1類費や、第1類費の年齢区分の幅の拡大などについて見直しが必要である。

イギリスの最低賃金について

1 最低賃金制度

(1) 最低賃金額

・22歳以上 4.85 £／時間 [950 円] → 5.05 £／時間 [989 円]
 (2005. 10～)

・18歳以上 21歳以下 4.10 £／時間 [803 円] → 4.25 £／時間 [832 円]
 (2005. 10～)

22歳以上であっても新しい使用者の下で新しい仕事を始める者であって認定された訓練を受けているものは、最初の半年間は 18歳以上 21歳以下の者と同様の額となる。

・16歳以上 17歳以下 3.00 £／時間 [587 円]

※日本円換算 195.80 円／£ (内閣府「海外経済データ(月次アップデート)
 より 2005年1月の為替レート)

(2) 額の改定

- ・最低賃金額について主管大臣が低賃金委員会に諮問
- ・同委員会において賃金動向、経済に与える影響、市場競争、雇用情勢、特に中小零細企業及び若年労働者市場に与える影響を考慮しつつ、また労使団体や企業等からヒアリングを行い、最低賃金の額等について首相及び国務大臣へ勧告
- ・勧告を受け、国務大臣が最低賃金を決定。国務大臣は委員会の勧告に従う必要はないが、その場合には議会に対し理由を述べなければならない。

2 最近の動き

(1) 2005年 労働党公約 (2005年2月11日の党大会において公表)

第1章 経済：好機における成功の拡大 (抄)

・完全雇用

我々は、最低賃金を 2005 年 10 月から 5.05 £ に、2006 年 10 月から 5.35 £ に引き上げる低賃金委員会の勧告を実行するだろう。

(2) 内国歳入庁の最低賃金引上げの公表 (2005年2月25日)

2005年10月最低賃金再引上げ

政府は、先日、低賃金委員会の最低賃金に関する 2005 年報告書におけ

る勧告に応えた。政府は次の主な勧告を受理した。

- ・(22歳以上の労働者に適用される) 成人の最低賃金は、2005年10月に現在の4.85£から5.05£に、2006年10月に5.35£に引き上げる。
2006年の引上げについては、経済状況が最低賃金の引上げが可能である状況かどうかをチェックする2006年2月の低賃金委員会の確認に従う。
- ・(18歳から21歳の全労働者に適用される) 減額割合は、2005年10月に現在の4.10£から4.25£に、2006年10月に4.45£に引き上げる。
- ・政府は、低賃金委員会に対して、16歳から17歳の者に適用される1時間当たり3£の旧レートの施行について再調査し、2006年2月に、他の引上げの勧告とともに報告するよう依頼する。

(参考) 最低賃金額の推移

	16～17歳の 労働者	18～21歳の 労働者	22歳以上の 労働者
1999年 4月	—	3.00£	3.60£
2000年 6月	—	3.20£	—
2000年10月	—	—	3.70£
2001年10月	—	3.50£	4.10£
2002年10月	—	3.60£	4.20£
2003年10月	—	3.80£	4.50£
2004年10月	3.00£	4.10£	4.85£
2005年10月 (予定)	—	4.25£	5.05£

アメリカの最低賃金について

1 最低賃金制度

(1) 最低賃金額

5.15 \$ / 時間 (1997年9月～) [535 円]

※日本円換算 103.94 円/\$ (内閣府「海外経済データ (月次アップデート) より
2005年1月の為替レート」)

(2) 額の改定

連邦議会に最低賃金改定案が提案され、審議の結果改定が承認され、大統領が承認のサインをして改定が認められる。

2 最近の動き

(1) 平成17年3月7日 米国上院における民主党及び共和党の各最低賃金引上げ法案の否決

①最低賃金引上げ法案の主体及び結果

平成17年3月7日、米国上院は、民主党及び共和党の上院議員からそれぞれ提出されていた最低賃金引上げ法案を否決した。この法案は、破産法という無関連の法案改正に付帯させていたことから、成立には60票が必要であったところ、民主党議員案は46対49で、共和党議員案は38対61で、ともに否決された。

民主党議員案については、4人の共和党議員が賛成票を投じたほか、反対票を投じた1名の共和党議員が、「民主党議員案に賛成票を投じるべきであった」と表明した。

②各法案の概要

i) 民主党議員案

ケネディ議員(マサチューセッツ州選出)による提案で、最低賃金額を70セントずつ3度(法成立の60日後、その1年後及び2年後)引き上げ、7.25ドルとするものであった。

ii) 共和党議員案

有力議員であるサントラム上院議員(ペンシルバニア州選出)による対案で、最低賃金を55セントずつ2度(法成立の6ヶ月後及び1年後)引き上げ、6.25ドルとするものであったが、①時間外労働に対する賃金支払いを現行の週当たり40時間超から2週間80時間超に変更するこ

ど、②法規制を受けない零細企業の規模を年間売り上げ50万ドルから100万ドルに引き上げること等も盛り込まれていた。

③その他

- i) 2000年にも、上院は最低賃金引上げを可決したが、下院との調整がつかず、法律が成立しなかったことがある。
- ii) サントラム議員は、ケネディ議員に対し、「最低賃金引上げは、破産法に付帯させるのではなく、1996年福祉システムを再承認する際の議論で取り扱うこと」を提案していた。否決後、ケネディ議員も、「民主党は再承認法案に付帯させることに異議はない」旨述べている。
- iii) AFL-CIO議長は、サントラム議員の提案を「ごまかし(sham)」と指摘している。
- iv) 全米レストラン協会は、「ケネディ議員の提案は、使用者に41%のコスト増を押し付けるものだ」と意見表明している。

(BNA社発行 "Daily Labor Report" 3月8日版を要約)

(2) 平成17年5月18日 民主党による最低賃金引上げ法案再提出

ケネディ上院議員（民主党・マサチューセッツ州選出）及びミラー下院議員（民主党・カリフォルニア州選出）は、5月18日、連邦最低賃金を現在の1時間5.15ドルから7.25ドルへ引き上げる法案を議会へ提出した。

両議員は、連邦最低賃金の引上げに何年も尽力してきた。

引上げは、以前の法案と同じく、法律成立の60日以内に70セント、その1年後及び2年後に各70セント引き上げるものである。

なお、ミラー議員は、2003年3月に、最低賃金を3年で1.5ドル引き上げる法案を提出したことがある。

ミラー議員は、「実質賃金が低下し、健康・医療、ガソリン及び他の必需品の価格が上昇中で、最低賃金の引上げはより緊急なものである」旨指摘している。

ケネディ議員は、「最低賃金で週40時間働いても、年間1万700ドルの所得であり、3人家族の貧困水準を5000ドル以上下回ることになる」旨指摘している。（米国大陸部における3人家族の貧困水準は、1万6090ドル）

法案に賛同する議員について、ケネディ議員の事務所は31人、ミラー議員の事務所は100人以上と述べている。

(BNA社発行 "Daily Labor Report" 及びケネディ上院議員のHPを要約)